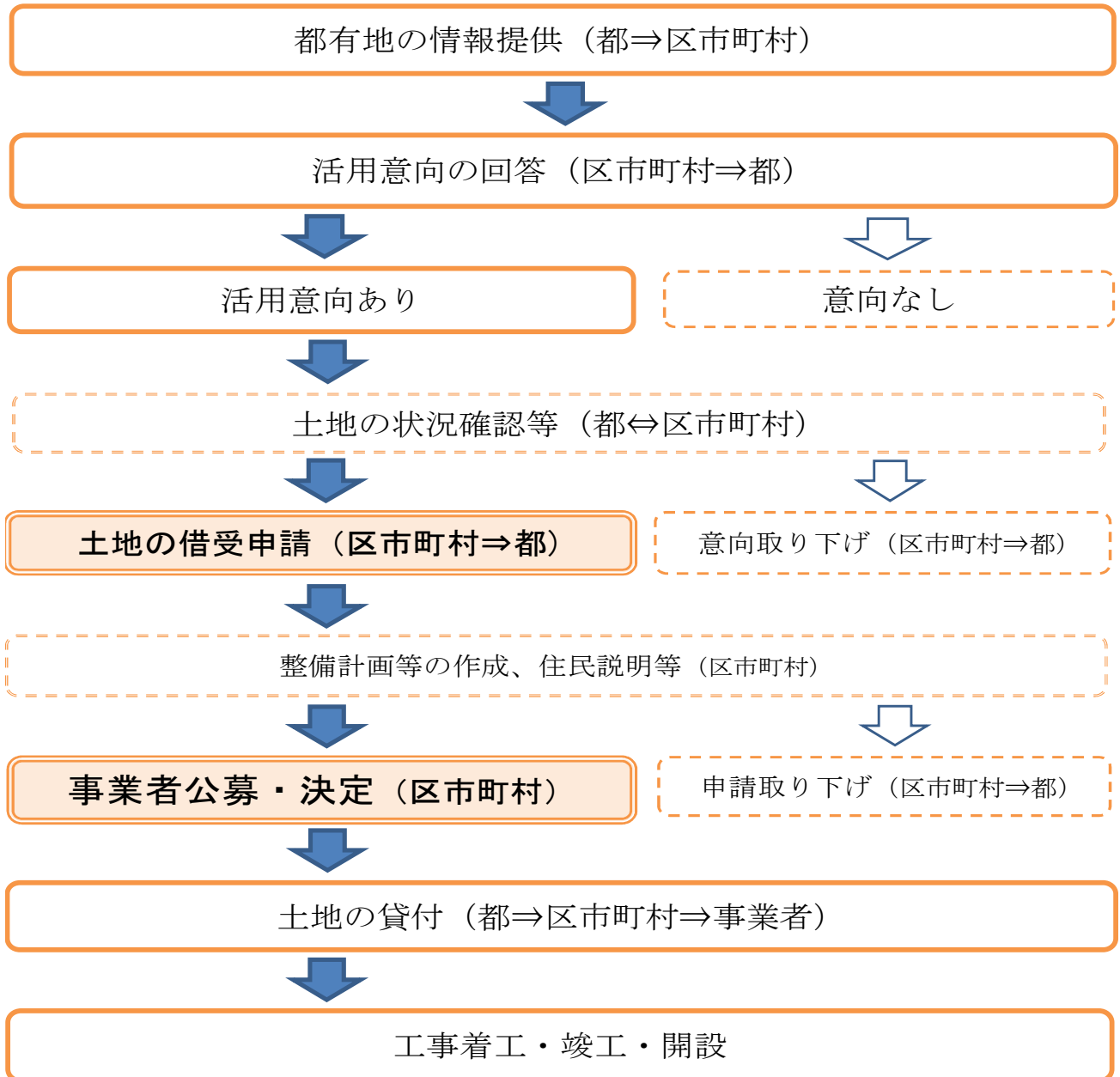


## 情報提供した都有地における保育所等整備までの流れ

区市町村への情報提供後は、基本的に「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」（以下「福祉インフラ整備事業」）のスキームを活用し、保育所等の整備を進めている。

<福祉インフラ整備事業スキーム【転貸型※】の基本的な流れ>



### ※転貸型について

従来は、都が直接公募を行い、保育事業者に土地を貸し付けてきたが、「待機児童解消に向けた緊急対策」(H28.9.9)における都有地活用の取組のひとつとして、区市町村の主体的な取組や迅速な整備を一層推進するため、区市町村の適切な関与を条件に、保育事業者への転貸を前提とした区市町村への都有地の貸付けも可能とした。